本号で公布された法令のあらまし

◇障害者基本法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四四号）（内閣府本府）

障害者基本法の一部を改正する法律（平成二三年法律第九〇号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日を、平成二四年五月二一日とすることとした。

◇中央障害者施策推進協議会令の一部を改正する政令（政令第一四五号）（内閣府本府）

1　題名を「障害者政策委員会令」に改めることとした。

2　障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）の委員の任期は、二年とすることとした。（第一条第一項関係）

3　委員長

㈠　政策委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第二条第一項関係）

㈡　委員長の事務、職務代理について定めるものとすることとした。（第二条第二項及び第三項関係）

4　専門委員

㈠　政策委員会に、専門委員を置くことができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　専門委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第三条第二項関係）

5　政策委員会に、幹事を置くこととした。（第四条第一項関係）

6　議事

㈠　政策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとすることとした。（第五条第一項関係）

㈡　政策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとすることとした。（第五条第二項関係）

7　政策委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官において処理することとした。（第六条関係）

8　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他政策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が政策委員会に諮って定めるものとすることとした。（第七条関係）

9　この政令は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二三年法律第九〇号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二四年五月二一日）から施行することとした。

政　令

政令第百四十四号

障害者基本法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者基本法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

中央障害者施策推進協議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十五号

中央障害者施策推進協議会令の一部を改正する政令

内閣は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

中央障害者施策推進協議会令（平成十七年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者政策委員会令

第一条第一項中「中央障害者施策推進協議会」を「政策委員会」に、「中央協議会」を「政策委員会」に改める。

障害者基本法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十四号

障害者基本法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者基本法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

中央障害者施策推進協議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十五号

中央障害者施策推進協議会令の一部を改正する政令

内閣は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

中央障害者施策推進協議会令（平成十七年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者政策委員会令

第一条第一項中「中央障害者施策推進協議会」を「政策委員会」に、「中央協議会」を「政策委員会」に改める。

第二条の見出しを「（委員長）」に改め、同条第一項及び第二項中「中央協議会」を「政策委員会」に、「会長」を「委員長」に改め、同条第三項中「会長」を「委員長」に改める。

第三条第一項中「中央協議会」を「政策委員会」に改め、同条第二項中「福祉」を「自立及び社会参加」に、「及び」を「並びに」に改める。

第六条中「中央協議会」を「政策委員会」に、「会長」を「委員長」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「中央協議会」を「政策委員会」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「中央協議会」を「政策委員会」に改め、同条第二項中「中央協議会」を「政策委員会」に、「会長」を「委員長」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（幹事）

第四条　政策委員会に、幹事を置く。

2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、政策委員会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

附　則

この政令は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○厚生労働省令第八十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十六号の三十三を第二十六号の三十四とし、第二十六号の二十八から第二十六号の三十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の二十七の次に次の一号を加える。